

令和 6 年度

下水道水洗化補助金



志摩市 下水道事業

もくじ

・ 「最大50万円」水洗化補助金がはじまりました！	・ ・ ・ ・	P1
・ 志摩市水洗化補助金制度について(詳細案内)	・ ・ ・ ・	P2
・ 志摩市下水道排水設備指定工事店一覧	・ ・ ・ ・	P4
・ 水洗化補助金の申請手続きの流れ	・ ・ ・ ・	P6
・ 志摩市の下水道処理区域	・ ・ ・ ・	P7
・ 【様式】交付申請書	・ ・ ・ ・	P8
・ 【様式】交付申請書 記入例	・ ・ ・ ・	P13
・ 【様式】交付通知書	・ ・ ・ ・	P18
・ 【様式】土地・建物使用承諾書	・ ・ ・ ・	P21
・ 【様式】今後使用しないことの確約書	・ ・ ・ ・	P22
・ 【様式】補助金取下書	・ ・ ・ ・	P23
・ 【様式】転換結果報告書	・ ・ ・ ・	P24
・ 志摩市水洗化補助金交付要綱	・ ・ ・ ・	P25
・ (参考)合併処理浄化槽の維持管理経費概要	・ ・ ・ ・	P29
・ (参考)下水道使用料(早見表)	・ ・ ・ ・	P30
・ 補助金の対象となる例・ならない例	・ ・ ・ ・	P31
・ Q & A	・ ・ ・ ・	P36

**補助金の内容は
ホームページから
も確認できます。**



最大50万円 水洗化補助金がはじまりました！

川や海の水質保全、水洗化率の向上を目的に、くみ取式便所や浄化槽から下水道へ接続される方へ補助する「水洗化補助金」がはじまりました。

補助金額

合併浄化槽から接続する場合 最大**20**万円



単独浄化槽から接続する場合 最大**30**万円

くみ取式便所から接続する場合 最大**50**万円

※上記金額に満たない場合は、実額工事費用（1万円未満切り捨て）が上限です。

※補助金の交付は1戸につき1回限りです。

対象となる工事 次の両方に当てはまる工事

①既存住居の水洗化工事に伴うもの

②志摩市に登録のある「下水道排水設備指定工事店」が行うこと

※新築および増改築部分にかかる工事は、補助金対象外です。

対象となるひと 次の条件をすべて満たすひと

①下水道等区域内に既存住居があり、くみ取式便所または浄化槽から下水道への接続を自らの負担で工事すること

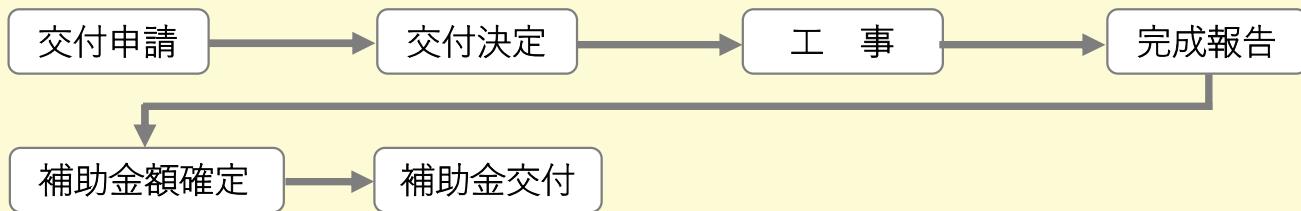
②市税等に滞納がないこと（完納証明書等が必要）

③借家または借地の場合は、所有者の承諾を得ていること

申請期間

3年間 令和6年4月から令和9年3月末まで（予定）

お手続きの流れ



申請・お問い合わせ

上下水道部 下水道課（市役所2階⑪窓口）

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098番地22

0599-44-0225

Email: gesuido@city.shima.lg.jp

詳細は
こちら
から



志摩市水洗化補助金交付制度について（詳細案内）

【対象工事】（次の2点をすべて満たす工事）

- 既存住居にあるくみ取便所の便槽及び浄化槽の取壊し工事を伴う排水設備の設置工事
 - 志摩市に登録のある下水道排水設備指定工事店が行う工事
- ただし、新築、増改築部分、店舗、事業所等に係る工事については、補助対象外です。

【対象者】（次の条件をすべて満たす人）

- 下水道整備区域内に既存住居があり、くみ取便所または浄化槽から下水道への接続を自らの負担で工事する者。
- 市税、水道料金、下水道使用料、接続(受益者)分担金等に滞納がないこと。
- 借家または借地の場合は、所有者の承諾を得ていること。

【補助金額】

- | | |
|---------------------|--------|
| 1. 合併処理浄化槽を設置している建物 | 最大20万円 |
| 2. 単独処理浄化槽を設置している建物 | 最大30万円 |
| 3. くみ取便所を設置している建物 | 最大50万円 |
- ただし、上記金額に満たない場合は、実額（1万円未満切り捨て）が上限となります。

【補助金の交付回数】

- 1戸(1受益者分担金(負担金)・1接続分担金)につき、1回限り

【申請に必要な書類】（排水設備等設置確認申請書の提出の際に、下記書類を提出）

- 志摩市水洗化補助金交付申請書（様式第1号）
- 補助対象工事費の見積書
- 補助対象工事平面図
- 補助対象工事の着手前の写真
- 市町村民税の完納証明書等（滞納がないことを証明する書類）直近1ヶ月以内
- 収納状況調査承諾書

【申請の流れ】

1. 申請書を提出（申請は指定工事店が代行することも可能）。
2. 審査を行い、可否を決定した上で、申請者に「志摩市水洗化補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）」を通知。
3. 申請者は「水洗化補助金交付決定通知書」を受けた後、排水設備工事を行う。
4. 工事完成後、検査済証の交付を受けた後、次の書類を提出。
 - (1) 志摩市水洗化補助金実績報告書（様式第5号）
 - (2) 補助対象工事費の領収書等の写し
 - (3) 補助対象工事の施工前、施工中、および施工後の工事写真
 - (4) 単独・合併処理浄化槽廃止届出書の写し
 - (5) 撤去するくみ取便所の便槽又は浄化槽の清掃実施が確認できる書類
(領収書の写し等)
5. 審査を行い、補助金額の確定をし、「志摩市水洗化補助金交付額確定通知書（様式第6号）」を申請者に通知。
6. 申請者は、「補助金交付額確定通知書」を受けた後、「志摩市水洗化補助金交付請求書（様式第7号）」を提出。
7. 「補助金交付請求書」の提出により指定された口座へ補助金額を振り込む。

【申請期間】

1. 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間（予定）
2. 各年度の予算がなくなり次第、その年度は終了となります。
 - (1) 令和6年度予算 1,000万円
 - (2) 令和7年度予算 700万円
 - (3) 令和8年度予算 700万円（予定）
3. 令和9年3月31日までに申請書の提出がされていれば、期間後も有効となります。
ただし、交付決定通知の日から10カ月以内に実績報告書（様式第5号）を提出する必要があります（特別な事情の場合は除く）。

【その他】

1. 補助金の対象事例やQ&Aもありますので、ホームページをぜひご参考にしてください。



ー問合せ先ー

三重県志摩市阿児町鵜方 3098-22

志摩市上下水道部下水道課

電話 0599-44-0225

FAX 0599-44-5261

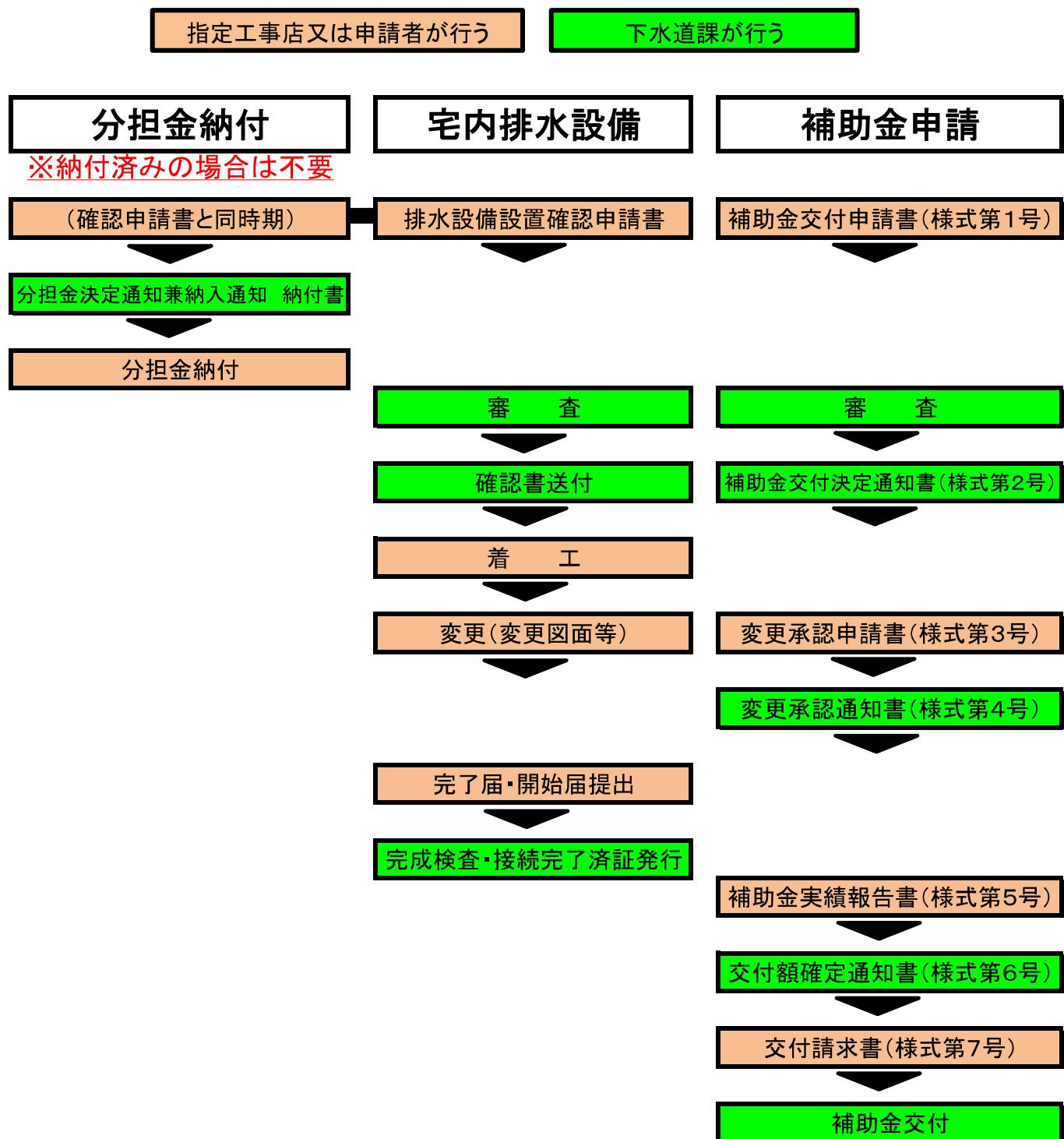
志摩市下水道排水設備指定工事店一覧

地区	指定工事店名	所在地	電話番号
志摩市 浜島町	(有)井野建設	志摩市浜島町桧山路454	0599-53-0790
	三和建設(有)	志摩市浜島町塩屋602-12	0599-53-0455
	タニミズ設備	志摩市浜島町浜島3115	0599-53-1822
	水谷水道工業所	志摩市浜島町浜島3217	0599-53-0064
	(有)宮柴水工	志摩市浜島町桧山路571	0599-53-2212
	ヤナギ設備	志摩市浜島町桧山路475	0599-53-1851
	山本建設	志摩市浜島町迫子585	0599-52-1645
志摩市 大王町	(有)岡権組	志摩市大王町波切1055	0599-72-0074
	鍛治吉	志摩市大王町船越1792-7	0599-72-2602
	キタムラ水道	志摩市大王町船越1927	0599-72-3509
	南勢ガス(株)	志摩市大王町船越3294-6	0599-72-3505
	広島屋文化設備店	志摩市大王町波切3313-11	0599-72-3647
	(有)六助	志摩市大王町波切1272-1	0599-72-1609
志摩市 志摩町	藤谷水道	志摩市志摩町布施田2441-3	0599-85-4459
	(株)山下組	志摩市志摩町和具799-2	0599-85-0431
	浅野鉄工所	志摩市志摩町布施田428	0599-85-0371
志摩市 阿児町	池田住設	志摩市阿児町国府1080-64	0599-43-5313
	(株)石吉組	志摩市阿児町鵜方1233	0599-43-3335
	(有)出馬重機	志摩市阿児町甲賀4541-1	0599-45-3305
	岡野設備工業(株)	志摩市阿児町鵜方1490-4	0599-43-0563
	(株)コネクト	志摩市阿児町鵜方1260-16	0599-44-2038
	里中設備	志摩市阿児町志島170	0599-45-2764
	ツボヤ設備	志摩市阿児町国府3665-45	0599-47-3805
	(有)堂岡工務店	志摩市阿児町甲賀3271-1	0599-45-3135
	(有)泊工務店	志摩市阿児町甲賀3099-8	0599-45-2178
	ニシオ設備	志摩市阿児町鵜方1285	0599-43-2481
	西村配管(株)	志摩市阿児町神明1499-9	0599-43-5204
	畠中建設工業(株)	志摩市阿児町鵜方3308-1	0599-43-0640
	(有)浜幸住宅營繕センター	志摩市阿児町鵜方387-35	0599-43-1583
	丸文工業(株)	志摩市阿児町鵜方1173-1	0599-43-0169
	三橋建設(株)	志摩市阿児町安乗1393-4	0599-44-8220
	向井水道	志摩市阿児町立神2982-1	0599-45-3945
	(株)モリ京	志摩市阿児町鵜方2009-1	0599-43-0051
	(株)山本建材	志摩市阿児町立神3412	0599-45-3608
	大王水道設備	志摩市阿児町甲賀4027-2	0599-45-3519
	株式会社みなべ建設	志摩市阿児町安乗1129-2	0599-47-4115
志摩市 磯部町	(有)安立水道	志摩市磯部町穴川1100-2	0599-55-0628
	磯部建設工業(株)	志摩市磯部町迫間72	0599-55-0066
	作田建設(有)	志摩市磯部町下之郷1200-1	0599-55-0265
	中川水道(株)	志摩市磯部町築地1207-2	0599-55-2474
	(有)初絵	志摩市磯部町迫間1841	0599-55-0503
	前橋設備工業(株)	志摩市磯部町恵利原1166-1	0599-55-1122
	向原水道(株)	志摩市磯部町恵利原1090-1	0599-55-1833

地区	指定工事店名	所在地	電話番号
志摩市外	(有)フルイチ設備	津市芸濃町棕本1860-3	059-265-2145
	(株)A S設備工業	伊勢市通町42-1	0596-27-0110
	(株)N B C	伊勢市辻久留町537-2	0596-63-5375
	(株)近藤建設	伊勢市上地町3604-1	0596-28-0245
	坂本工業	伊勢市桜木町83-13	0596-67-7256
	(株)シモオカ	伊勢市古市町2-3	0596-24-1334
	セイワ設備	伊勢市御園町王中島436-3	0596-36-1218
	(有)辻村水道	伊勢市御園町高向2384	0596-24-6710
	(有)トップ設備工業	伊勢市小俣町湯田1111	0596-27-0118
	中水(株)	伊勢市下野町653-17	0596-31-0515
	長野設備工業	伊勢市大倉町1553-88	0596-27-6099
	(有)西尾管設備	伊勢市小俣町明野576-3	0596-37-4783
	(株)ノムラ	伊勢市辻久留1-11-5	0596-28-6617
	橋爪建材(株)	伊勢市小俣町明野1720-1	0596-24-0151
	(有)羽田野設備	伊勢市村松町1356-12	0596-37-3959
	前田設備	伊勢市下野町257-2	0596-36-6416
	(有)ユニティー	伊勢市鹿海町629	0596-22-5232
	(株)大伸管工	松阪市外五曲町116-6	0598-23-5856
	(株)トリプルエム	松阪市駅部田町400-1	0598-22-2082
	富士電設備(株)	松阪市石津町329-3	0598-51-2273
	(有)幸設備工業	津市南中央380-2	059-271-7889
	(株)木下水源	三重県鳥羽市安楽島町1263	0599-25-2578
	村瀬建設(株)	鳥羽市船津町235	0599-26-2580
	小掠工業	多気郡明和町明星1282-2	0596-52-7788
	(株)オーテック	多気郡明和町大淀乙648-2	0596-63-7167
	(有)ナカヤ設備工業	多気郡明和町大字新茶屋422	0596-52-2577
	(株)羽根工業	多気郡明和町大字明星2881-7	0596-53-1115
	(有)松井総業	多気郡明和町大字斎宮4560-4	0596-53-1555
	(株)三重管工	多気郡明和町大字大淀乙744	0598-67-0325
	ムラキ設備	度会郡玉城町宮古1414-4	0596-58-5758
	吉田産業(株)	度会郡玉城町長更390	0596-58-3170
	栗原左官	度会郡南伊勢町船越773	0599-66-1489
	(株)白髭商店	度会郡南伊勢町五力所浦3914	0599-66-0161
	南島設備(有)	度会郡南伊勢町河内509	0596-76-0100
	(株)グランデ	多気郡明和町大字明星2573-1	0596-65-7877
	(株)津設備	津市稻葉町1-14	059-252-3013
	(株)刀根設備工業	伊勢市辻久留1-12-14	0596-63-8118
	アオヤマ水道工業	多気郡明和町大字明星1199-77	0596-63-8853
	稻葉設備	多気郡多気町西池上541-3	0598-38-3116
	勝野設備	津市久居北口町884-2	059-255-3515
	(株)明の星建想	多気郡明和町明星2786-1	0596-67-4095
	(株)TLS	松阪市舞出町557	0598-30-8330
	西裕設備工業	度会郡玉城町日向142-5	0596-58-7399
	有限会社 大阪屋水道	松阪市東黒部町1678番地1	0598-59-1122

問合せ先 志摩市役所 上下水道部 下水道課 工務係 Tel0599-44-0225

《水洗化補助金の申請手続きの流れ》



志摩市の下水道処理区域と主要施設



坂崎処理区



的矢処理区



迫塩松処理区



安乗処理区



神明処理区

磯部町

阿児町

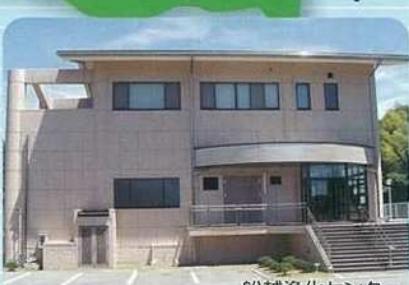
浜島町

大王町

志摩町

凡 例

- 特定環境保全公共下水道事業区域
- 農業集落排水事業区域
- 漁業集落環境整備事業区域



船越処理区



立神処理区

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

志摩市水洗化補助金交付申請書

_____ 年度において、志摩市水洗化補助金の交付を受けたいので、志摩市水洗化補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象工事の場所 志摩市

2 排水設備等設置確認申請書の提出日 年 月 日

3 申 請 金 額 金 _____ 円

4 工 事 店 名 住 所
名 称
代表者氏名

5 添付書類

- (1) 補助対象工事費の見積書(任意様式)
- (2) 補助対象工事平面図(任意様式)
- (3) 補助対象工事の着手前の写真
- (4) 市町村税の完納証明書等(滞納がないことを証明する書類)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(別紙「収納状況調査承諾書」は必ず提出してください。)

***** ここからは、記入しないでください。*****

排水設備等設置確認書 確認日： 年 月 日 確認番号：第 号

上記申請について交付決定してよろしいか。

決裁区分							

別紙

収納状況調査承諾書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

申請者(承諾者) 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

私は、志摩市水洗化補助金交付申請にかかる次の収納状況を、志摩市下水道課が調査することについて承諾します。

《収納状況調査項目》

- 1 水道料金
- 2 下水道使用料
- 3 公共下水道等接続(受益者)分担金等

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

申請者 住 所 _____
氏 名 _____
電 話 _____

志摩市水洗化補助金交付変更承認申請書

_____年_____月_____日付け 第_____号で補助金の交付決定を受けた志摩市水洗化補助金について、申請の内容を変更したいので志摩市水洗化補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更承認を申請します。

記

1 変 更 (中 止)事 項

2 変 更 理 由

3 添 付 書 類

(※変更後の見積書は必ず提出してください。)

***** ここからは、記入しないでください。*****

上記申請について変更承認してよろしいか。							
決裁区分							

様式第5号(第9条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

住 所 _____
補助対象者 氏 名 _____
電 話 _____

志摩市水洗化補助金実績報告書

_____年_____月_____日付け 第_____号で補助金の交付決定を受けた補助対象工事が完了したので、志摩市水洗化補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交 付 決 定 金 額 金 _____ 円

2 補助対象工事の場所 志摩市

3 補助対象工事の完了年月日 年 月 日

4 添 付 書 類

- (1) 補助対象工事費の領収書等の写し
- (2) 補助対象工事に係る施工前、施工中及び施工後の工事写真
- (3) 単独・合併処理浄化槽廃止届出書の写し
- (4) 撤去するくみ取便所の便槽又は浄化槽の清掃実施が確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(※「転換結果報告書」もあわせて提出してください。)

***** ここからは、記入しないでください。*****

排水設備等工事完了検査日 年 月 日 確認者 印

上記報告書の審査の結果、適正であるので補助金交付額の確定をしてよろしいか。

決裁区分							

様式第7号(第11条関係)

年 月 日

(宛先) 志摩市長

請求者 住所 _____
 氏名 _____
 電話 _____

志摩市水洗化補助金交付請求書

_____ 年度志摩市水洗化補助金について、志摩市水洗化補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

補助対象工事の場所 志摩市 _____

フリガナ 口座名義人	
金融機関名	支店・支所
預金種目	普通(総合)・当座
口座番号	

様式第1号(第6条関係)

(宛先) 志摩市長

令和 6年 5月 10日

申請者

住 所 志摩市阿児町鵜方3098-22
氏 名 水洗 太郎
電 話 0599-44-0225

コメントの追加 [下水道課1]: 「排水設備等設置確認申請書」の提出日と同日または以降の日としてください。

コメントの追加 [下水道課2]: 現住所を記入してください。

志摩市水洗化補助金交付申請書

令和 6 年度において、志摩市水洗化補助金の交付を受けたいので、志摩市水洗化補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 補助対象工事の場所 志摩市 阿児町神明1234-56

2 排水設備等設置確認申請書の提出日 令和 6年 5月 10日

3 申 請 金 額 金 300, 000 円

4 工 事 店 名 住 所 志摩市阿児町鵜方1234
名 称 (株)○○設備
代表者氏名 下水 道夫

5 添付書類

- (1) 補助対象工事費の見積書(任意様式)
- (2) 補助対象工事平面図(任意様式)
- (3) 補助対象工事の着手前の写真
- (4) 市町村税の完納証明書等(滞納がないことを証明する書類)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(別紙「収納状況調査承諾書」は必ず提出してください。)

コメントの追加 [下水道課3]: 申請者が住民票を置いている市町村で取得してください。志摩市の場合には、課税課にて300円で取得できます。

***** ここからは、記入しないでください。*****
排水設備等設置確認書 確認日: 年 月 日 確認番号: 第 号

上記申請について交付決定してよろしいか。

決裁区分							

別紙

収納状況調査承諾書

令和 6年 5月 10日

(宛先) 志摩市長

申請者(承諾者) 住 所 志摩市阿児町鵜方3098-22
氏 名 水洗 太郎
電 話 0599-44-0225

私は、志摩市水洗化補助金交付申請にかかる次の収納状況を、志摩市下水道課が調査することについて承諾します。

《収納状況調査項目》

1 水道料金 (志摩市内のみ)

2 下水道使用料 (志摩市内のみ)

3 公共下水道等接続(受益者)分担金等 (志摩市内のみ)

コメントの追加 [下水道課4]: 現住所の水道料金や下水道使用料が、申請月より前の月（例：申請月が9月であれば8月分以前）に未納がある場合、補助金不交付となります。支払いもれが無いようご注意ください。

様式第3号(第8条関係)

令和 6年 7月 4日

(宛先) 志摩市長

申請者 住 所 志摩市阿児町鵜方3098-22
氏 名 水洗 太郎
電 話 0599-44-0225

志摩市水洗化補助金交付変更承認申請書

令和 6年 ●月 ●日付け、下水第 ●号で補助金の交付決定を受けた志摩市水洗化補助金について、申請の内容を変更したいので志摩市水洗化補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり変更承認を申請します。

記

1 変更(中止)事項

お風呂まわりの排水管の延長変更

2 変更理由

既存の埋設管に接触してしまう可能性が生じ、現設計箇所での施工が困難となつたため、別添の平面図へと変更したい。

3 添付書類

変更後の平面図

(※変更後の見積書は必ず提出してください。)

***** ここからは、記入しないでください。*****

上記申請について変更承認してよろしいか。							
決裁区分							

コメントの追加 [下水道課5]: 変更により当初の見積額から増減がある場合は、変更後の見積書も必ず提出してください。

(「交付決定金額」も変更される場合があります。)

様式第5号(第9条関係)

令和 6年 8月 5日

(宛先) 志摩市長

住 所 志摩市阿児町鵜方3098-22
補助対象者 氏 名 水洗 太郎
電 話 0599-44-0225

志摩市水洗化補助金実績報告書

令和 6年 ●月 ●日付け、下水第 ●号で補助金の交付決定を受けた補助対象工事が完了したので、志摩市水洗化補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 交 付 決 定 金 額 金 300,000 円

2 補助対象工事の場所 志摩市 阿児町神明1234-56

3 補助対象工事の完了年月日 令和 6年 7月 30日

4 添 付 書 類

- (1) 補助対象工事費の領収書等の写し
- (2) 補助対象工事に係る施工前、施工中及び施工後の工事写真
- (3) 単独・合併処理浄化槽廃止届出書の写し
- (4) 撤去するくみ取便所の便槽又は浄化槽の清掃実施が確認できる書類（領収書の写し等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

コメントの追加 [下水道課6]: 「排水設備等工事完了検査日」以前の日（同日含む）を記入してください。

例) 補助対象工事完了日が8月1日で、排水設備等工事完了検査日が8月3日なら、「8月1日」を記入。

***** ここからは、記入しないでください。*****
排水設備等工事完了検査日 年 月 日 確認者 印

上記報告書の審査の結果、適正であるので補助金交付額の確定をしてよろしいか。							
決裁区分							

様式第7号(第11条関係)

令和 6年 8月 21日

(宛先) 志摩市長

住所 志摩市阿児町鵜方3098-22
請求者 氏名 水洗 太郎
電話 0599-44-0225

志摩市水洗化補助金交付請求書

令和 6 年度志摩市水洗化補助金について、志摩市水洗化補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額 300,000 円

補助対象工事の場所 志摩市 阿児町神明1234-56

フリガナ 口座名義人	スイセン タロウ 水洗 太郎
金融機関名	〇〇銀行
預金種目	〇〇 支店・支所 普通(総合)・当座
口座番号	0123456

コメントの追加 [下水道課7]: ・現金での交付は行いませんので、必ず振り込み先口座をご記入ください。

・配偶者や父母の口座でも構いませんが、原則、申請者(補助対象者)本人のご登録口座で提出をお願いします。

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月
日 日

様

志摩市長

印

志摩市水洗化補助金交付(不交付)決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった志摩市水洗化補助金交付について、志摩市水洗化補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決 定 区 分 交付 ・ 不交付

2 補助対象工事の場所 志摩市

3 交 付 決 定 金 額 金 円

4 交 付 の 条 件 等
(不交付の理由)

- ① 交付決定通知の日から10カ月経過しても、なお、実績報告書（様式第5号）が提出されない場合は、特別な事情を除き、本決定通知の交付決定金額を全額減額とします。
(特別な事情とは、天災や現場の事故など、交付決定者の責めに帰さない事象をいいます。)
- ② 志摩市水洗化補助金交付要綱第1条の規定により、予算の範囲内において補助金を交付することとしていることから、予算が不足する、あるいは予算が確保されない場合などは、本決定通知の交付決定金額を全額、または一部減額することができます。
- ③ その他、志摩市水洗化補助金交付要綱第12条(※)に該当する事案が発覚した場合は、本決定通知の補助金の交付を全部、または一部取り消す場合があります。

(※)第12条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件その他法令に違反したとき。

様式第4号(第8条関係)

第
年
月
日

様

志摩市長 印

志摩市水洗化補助金交付変更承認(不承認)決定通知書

年 月 日付けで変更承認申請のあった志摩市水洗化補助金交付変更承認について、志摩市水洗化補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決 定 区 分 承 認 • 不承認

2 補助交付決定通知日等 年 月 日 第 号

3 変 更 事 項

4 変 更 理 由

(5 不承認の場合の理由)

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

志摩市長 印

志摩市水洗化補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった志摩市水洗化補助金について、志摩市水洗化補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付確定金額 金 円

2 補助対象工事の場所 志摩市

土地・建物使用承諾書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

(※自署又は自署でない場合は印鑑が必要)

土地建物所有者 住所

氏名 印

私（当社）は、自らが所有する土地・建物（該当する項目に○）について、下記の者が下水道接続のための排水設備設置工事をすることを承諾します。

記

1. 所在地

2. 使用する者

住 所

氏 名

年　　月　　日

(宛先) 志摩市長

確 約 書

志摩市水洗化補助金の交付申請をするにあたり、下水道に接続しない離れ等の水回りについては、今後使用しないことを確約します。

なお、補助金の交付後に当該箇所を使用していることが判明された場合は、補助金の返還に応じることを確約いたします。

(※自署又は自署でない場合は印鑑が必要)

申請者 住 所

氏 名

印

取 下 書

年 月 日

(宛先) 志摩市長

申請人 住 所

氏 名

_____年_____月_____日付け、志摩市水洗化補助金交付要綱第6条の規定による、
下記の交付申請について、都合により申請を取り下げます。

記

・申請者

氏名

・補助対象工事の場所

志摩市

・理由

※実績報告書(様式第5号)とあわせて提出すること

転換結果報告書

1. 補助対象者	住 所	
	氏 名	
2. 既存設備	<input type="checkbox"/> 合併処理浄化槽 <input type="checkbox"/> 単独処理浄化槽 <input type="checkbox"/> くみ取り便槽	
3. 合併・単独処理 浄化槽の状況	設置場所	志摩市
	人 槽	人槽
4. 処理結果	<input type="checkbox"/> 清掃・くみ取り処理(内部消毒処理を含む。) ※清掃等の実施が確認できる書類を添付すること <input type="checkbox"/> 撤去処理 ※合併・単独処理浄化槽又はくみ取り便槽を撤去した場合、マニフェストの写しを添付すること <input type="checkbox"/> その他(埋め戻し等)	
5. 特記事項		

(注) 該当する□に✓を入れてください。

上記の転換作業については、適正に施工し確認したことを報告します。

年 月 日

工事業者

名 称

所在地

電 話

担当者

志摩市上下水道企業告示第3号

志摩市水洗化補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月22日

志摩市長 橋爪政吉

志摩市水洗化補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公共下水道及び集落排水処理施設(以下「公共下水道等」という。)の整備の促進並びに環境衛生の向上を図るため、市が設置する公共下水道等へ排水設備を設置し、又は接続する者に対し、予算の範囲内で志摩市水洗化補助金(以下「補助金」という。)を交付することに關し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象工事)

第2条 補助の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は、次に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

(1) くみ取便所の便槽及び浄化槽の取壊し工事を伴う下水道法(昭和33年法律第79号)第10条第1項に規定する排水設備の設置工事。ただし、取壊し工事により既存住宅が傾くなど生活環境に影響を及ぼすと認められる場合は、必要な汚染防止対策等を施した上で、取壊し工事を伴わない排水設備の設置工事を対象とすることができる。

(2) 志摩市下水道排水設備指定工事店規程(令和2年志摩市上下水道事業管理規程第19号)第2条第2号に規定する下水道排水設備指定工事が行う排水設備の設置工事

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、公共下水道等整備区域内において、既存

住居のくみ取便所又は浄化槽から公共下水道等への接続を自らの負担で工事する者とする。

2 下水道事業の管理者の業務を行う市長(以下「管理者」という。)は、前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 市町村税に滞納がある者
- (2) 住宅又はその土地を借りている者で、所有者の承諾を得ていないもの
- (3) その他管理者が補助金を交付することが適当でないと認める者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付制限)

第5条 補助金の交付は、1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする対象者(以下「申請者」という。)は、志摩市下水道条例施行規程(令和2年志摩市上下水道事業管理規程第18号)第4条第1項に規定する排水設備等設置確認申請書を提出するとき、志摩市水洗化補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事費の見積書
- (2) 補助対象工事平面図
- (3) 補助対象工事の着手前の写真
- (4) 市町村税の完納証明書等(滞納がないことを証明する書類)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 管理者は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その可否を決定した上で、志摩市水洗化補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(内容の変更等)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象工事の内容を変更するとき又は補助対象工事を中止しようとするときは、遅滞なく志摩市水洗化補助金交付変更承認申請書(様式第3号)を管理者に提出し、その承認を受けなければなら

ない。

2 管理者は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、その可否を決定した上で、志摩市水洗化補助金交付変更承認(不承認)通知書(様式第4号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、検査済証の交付を受けたとき、志摩市水洗化補助金実績報告書(様式第5号。次条において「実績報告書」という。)に、次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。

- (1) 補助対象工事費の領収書等の写し
- (2) 補助対象工事に係る施工前、施工中及び施工後の工事写真
- (3) 単独・合併処理浄化槽廃止届出書の写し
- (4) 撤去するくみ取便所の便槽又は浄化槽の清掃実施が確認できる書類
(領収書の写し等)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第10条 管理者は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の額を確定し、志摩市水洗化補助金交付額確定通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 交付決定者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けたときは、志摩市水洗化補助金交付請求書(様式第7号)により管理者に請求をしなければならない。

2 管理者は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに交付決定者の指定する口座に振り込まなければならない。

(補助金の交付の取消し)

第12条 管理者は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の条件その他法令に違反したとき。

(補助金の返還)

第13条 管理者は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合で、既に補助金を交付しているときは期限を定めて、その全部又は一部を返還

させるものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 前項の規定にかかわらず、同項に規定する日までになされた第6条の規定による補助金交付の申請については、なおその効力を有する。

別表(第4条関係)

種 別	補 助 額
合併処理浄化槽を設置している建物	補助対象工事費が20万円以上の場合は20万円 補助対象工事費が20万円未満の場合は当該工事費の額
単独処理浄化槽を設置している建物	補助対象工事費が30万円以上の場合は30万円 補助対象工事費が30万円未満の場合は当該工事費の額
くみ取便所を設置している建物	補助対象工事費が50万円以上の場合は50万円 補助対象工事費が50万円未満の場合は当該工事費の額

備考 当該工事費の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(参考)合併処理浄化槽の維持管理経費概要

	基準 (総床面積により判断)	保守点検 (3~4回/年)	清掃料金(税込)	法定検査 (1回/年)	年間合計(税込)
5人槽	130m ² 以下		29,700円~40,095円 (引抜量:1.8m ³ ~2.43m ³)		44,300円~62,195円 (引抜量:1.8m ³ ~2.43m ³)
7人槽	130m ² 超	10,500円~18,000円	41,250円~49,500円 (引抜量:2.5m ³ ~3m ³)	4,100円	55,850円~71,600円 (引抜量:2.5m ³ ~3m ³)
10人槽	二世帯住宅 (台所2箇所、風呂2箇所)		49,500円~62,370円 (引抜量:3m ³ ~3.78m ³)		64,100円~84,470円 (引抜量:3m ³ ~3.78m ³)

(注)

保守点検: 料金は、業者ごとに金額が異なります。

清掃: 引き抜き量は使用人数、使用方法等により一定でないため、清掃料金は変動します。

一般的な事業者の実績を基に、平均的な引抜量により算出しています。

清掃料金 15,000円/m³(税別)

法定検査: 設置後最初の検査(7条検査)は8,000円です。

下水道使用料

志摩市（統一料金）

1. 使用量の算定方法

使用量については、次の方法で算定します。

①水道水を使用の場合は、水道の使用水量とします。

②井戸水を使用の場合は、井戸用メーターで測定した使用量とします。

③併用の場合は、①と②を合計した水量とします。

2. 使用料の納付方法

①口座引落し(毎月25日) ※25日が休日の場合は、前営業日となります。

②納付書払い(毎月15日頃発送) ※市役所やコンビニ、銀行等でお支払いいただけます。

3. 使用量の計算 下水道使用料体系

基本料金 (1月当たり)	超過料金(1m ³ 当たり)	
	使 用 水 量	料 金
使用水量 8m ³ まで	9m ³ から20m ³ まで	220円
	21m ³ から30m ³ まで	230円
	31m ³ から50m ³ まで	250円
	51m ³ から100m ³ まで	260円
	101m ³ から200m ³ まで	270円
	201m ³ から500m ³ まで	280円
	501m ³ 以上	300円
1,280円		

左記料金表により算定した額に消費税10%を乗じて得た額となります。

(例1) 月20m³使用した場合

基本料金 1,280円①

超過料金 12m³×220円=2,640円②

(①+②) × 1.10=4,312円

(例2) 月30m³使用した場合

基本料金 1,280円①

超過料金 12m³×220円=2,640円②

10m³×230円=2,300円③

(①+②+③) × 1.10=6,842円

下水道使用料早見表 (1ヵ月につき)

水量 m ³	金額 円	水量 m ³	金額 円	水量 m ³	金額 円	水量 m ³	金額 円	水量 m ³	金額 円
1	基本料金 1,408 (0m ³ を含む)	21	4,565	41	9,867	61	15,488	81	21,208
2		22	4,818	42	10,142	62	15,774	82	21,494
3		23	5,071	43	10,417	63	16,060	83	21,780
4		24	5,324	44	10,692	64	16,346	84	22,066
5		25	5,577	45	10,967	65	16,632	85	22,352
6		26	5,830	46	11,242	66	16,918	86	22,638
7		27	6,083	47	11,517	67	17,204	87	22,924
8		28	6,336	48	11,792	68	17,490	88	23,210
9		29	6,589	49	12,067	69	17,776	89	23,496
10		30	6,842	50	12,342	70	18,062	90	23,782
11		31	7,117	51	12,628	71	18,348	91	24,068
12		32	7,392	52	12,914	72	18,634	92	24,354
13		33	7,667	53	13,200	73	18,920	93	24,640
14		34	7,942	54	13,486	74	19,206	94	24,926
15		35	8,217	55	13,772	75	19,492	95	25,212
16		36	8,492	56	14,058	76	19,778	96	25,498
17		37	8,767	57	14,344	77	20,064	97	25,784
18		38	9,042	58	14,630	78	20,350	98	26,070
19		39	9,317	59	14,916	79	20,636	99	26,356
20		40	9,592	60	15,202	80	20,922	100	26,642

【注】早見表の金額には、消費税相当分(10%)が含まれています。

～対象となる例と対象とならない例～

まず、始めに

補助対象工事となる「条件」

⇒ **既存住居（住宅）にかかる工事** が対象となります。

■この補助金は、今まで生活雑排水を、くみ取り式トイレや浄化槽、道路の側溝へ流すなどして処理していたご家庭等に対して、**既存設備（トイレや台所など）を下水道へ接続していただくことを目的とした補助金**となります。

■したがって、**新たに建てる住宅（新築）や、増築・改築部分の工事（トイレや流し台のみの部分的な新設工事含む）**については、本制度の趣旨・目的からは外れるため、**補助金の対象外**となります。

■それらをご理解いただいたうえで、本補助金をぜひ有効にご活用いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

次のページ以降 の設備解説です



接続された設備



未接続設備



既設管



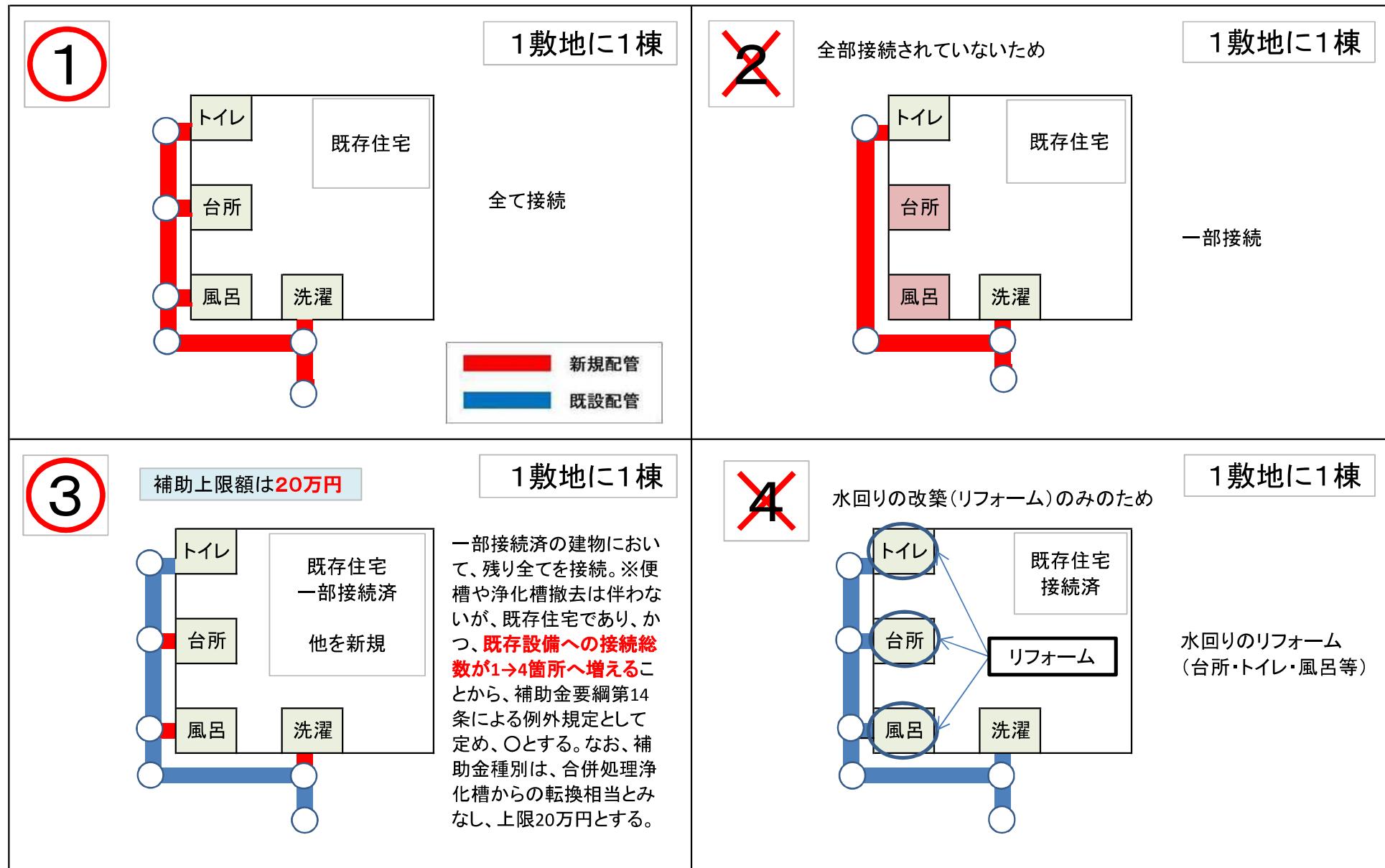
新規接続管

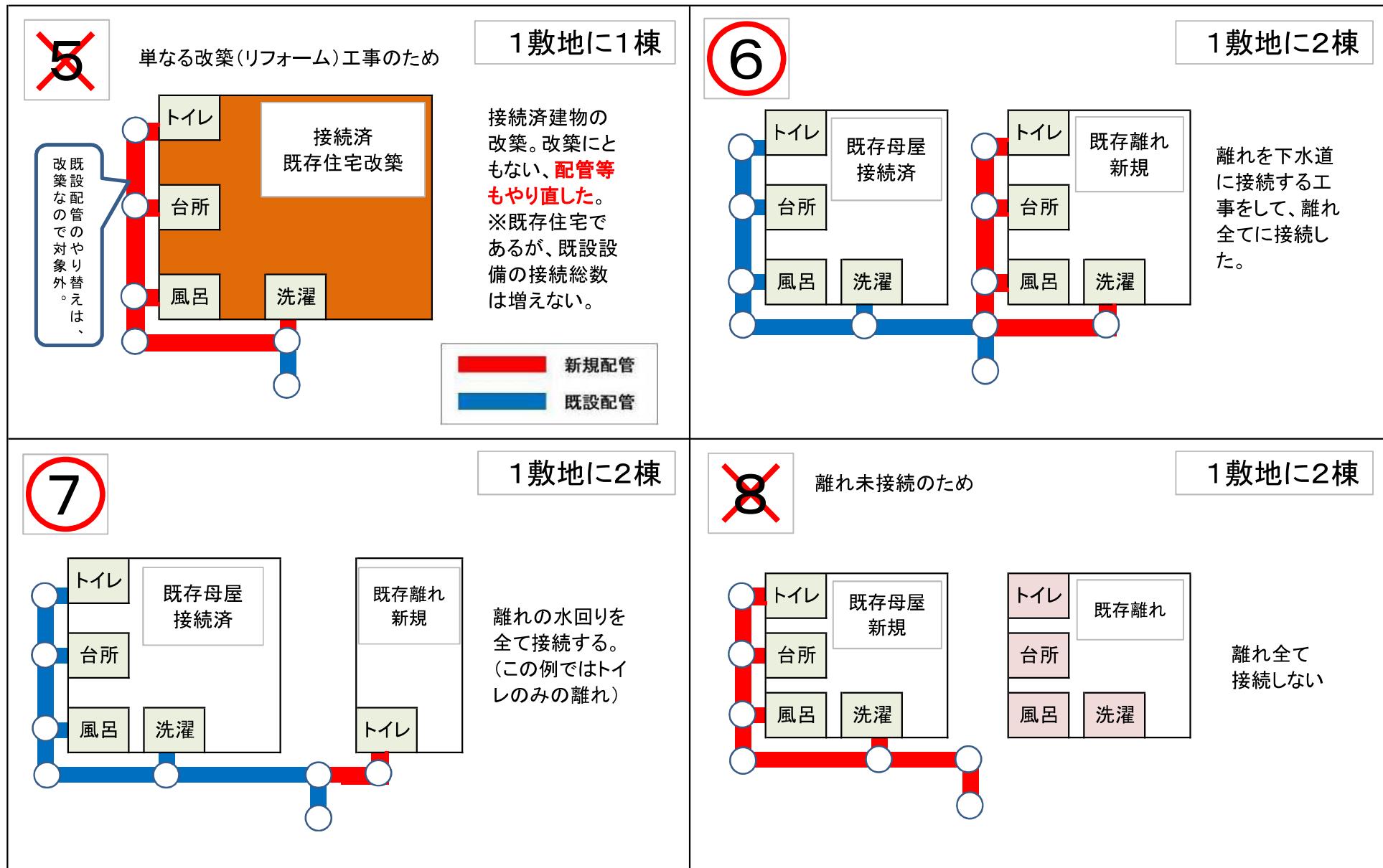


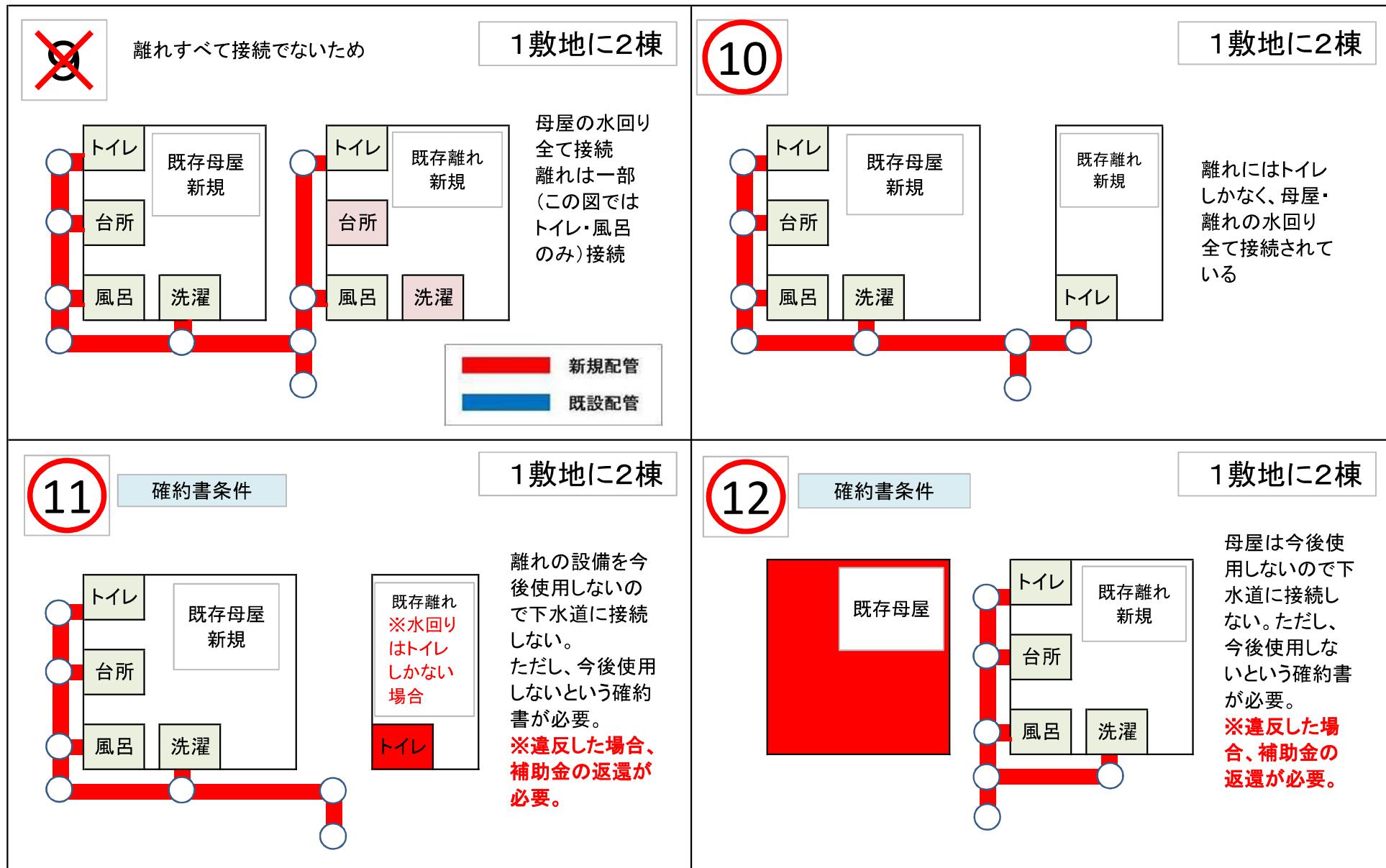
枠

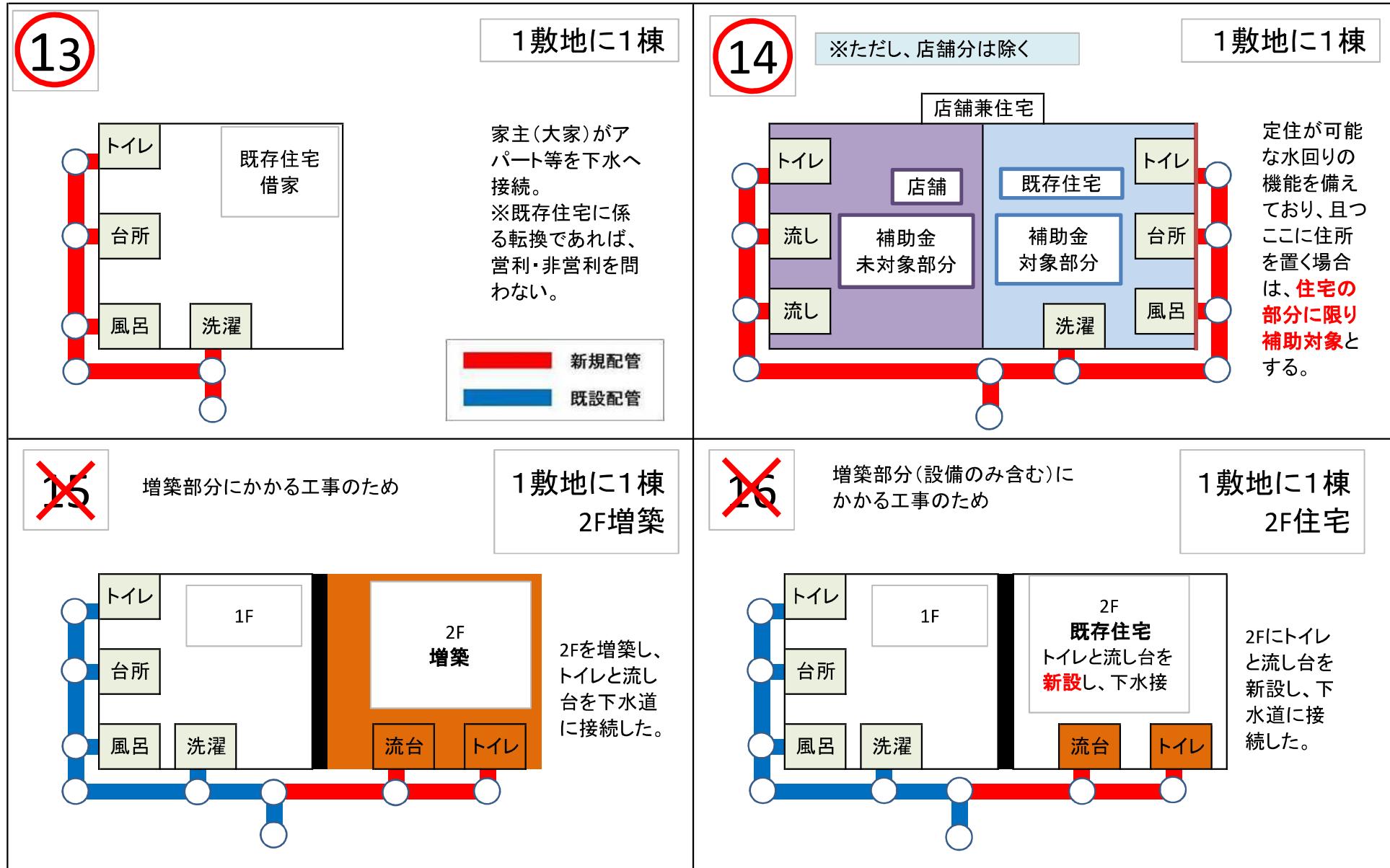


増築・改築した建物









志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質問	回答
◆補助金のことについて	
1 補助金制度はどのような目的で作られたのですか？	補助金制度は、水質保全と接続率の向上を図る目的で作されました。下水道に接続する費用負担を軽減することで、接続に対するハードルを下げます。
2 どういった人が補助金を受けられますか？	志摩市内の下水道区域内に居住される方で、既存住宅の汲み取り便槽や浄化槽を撤去し、トイレやお風呂、台所などを下水道につなぐ接続工事をした場合に、補助金が交付されます。
3 補助金を受けられる志摩市内の下水道区域とはどの地域ですか？	主な下水道区域は次のとおりです。 ・浜島町：迫子・塩屋・桧山路 ・大王町：船越 ・阿児町：神明・立神・安乗（※鵜方・国府の一部地域） ・磯部町：坂崎・的矢 ※志摩町は下水道がないため対象外です。 ※より具体的な場所を確認したい場合は、下水道課へお問い合わせください。（P7「志摩市の下水道処理区域」も参考にしてください。）
4 下水道処理区域外の場合はどうすればいいですか？	下水道へは接続できませんので、合併処理浄化槽による生活排水処理になります。詳しくは、市役所1階の環境・ごみ対策課（0599-44-0228）までお問い合わせください。
5 下水道接続の工事業者は、どこの業者でもかまいませんか？	市が指定する下水道工事業者（指定工事店）に依頼してください。指定工事店以外で工事をする場合は、補助金は交付されませんのでご注意ください。 ※詳しくは、P4「志摩市下水道排水設備指定工事店一覧」をご参照ください。
6 補助金額はいくらもらえますか？	工事の内容によって異なります。補助金額は次のとおりです。 ・合併浄化槽から下水道………最大 20万円 ・単独浄化槽から下水道………最大 30万円 ・くみ取り式便所から下水道…最大 50万円 上記金額に満たない場合は、実費相当額（1万円未満切り捨て）となります。 例1) 単独浄化槽（最大30万円）の工事費用が35万円だった場合 ⇒30万円（上限額）を補助します。 例2) くみ取り式便所（最大50万円）の工事費用が45万7,000円だった場合 ⇒45万円（7,000円を切り捨てた額）を補助します。
7 補助金制度はいつまでありますか？	令和6年4月から令和9年3月までの3年間を予定しています。 当該年度の予算がなくなり次第、その年度は終了となります。 ・令和6年度予算 1,000万円 ・令和7年度予算 700万円 ・令和8年度予算 700万円（予定）
8 補助金は何回でも受けられますか？	1戸（1受益者分担金（負担金）・1接続分担金）の工事に対し、1回限りとなります。
◆費用のことについて	
9 工事費用はどれくらいかかりますか？	工事内容（配管距離など）によりますが、20万円～150万円ほどかかります。 詳しくは、指定工事店へお問い合わせください。
10 工事費用以外でかかる他の費用はありますか？	<ul style="list-style-type: none"> 受益者分担金（接続分担金）を納めていただいている方は、工事費用とは別で、20万円（税込み）を市に納めていただく必要があります。 また、公共ますが設置されていない住宅に関しましても、原則、ご本人負担で設置いただく必要があります。 <p>「過去に分担金を納めたかどうか記憶にない」「公共ますが設置されているかどうかわからない」といった場合は、下水道課へお問い合わせください。（工事を依頼する指定工事店を通してのお問い合わせでも結構です。）</p>

志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質問	回答
◆申請のことについて	
11 補助金を受けるにはどのような手続きが必要ですか？	工事をされる前に、下水道課へ必要な申請書類を提出してください。審査の結果、内容に不備がなければ交付決定となります。補助金は下水道への接続工事が終わった後に、指定の口座へ振り込みます。 ※詳しくは、P6「水洗化補助金の申請手続きの流れ」をご参照ください。
12 補助金の申請用紙はどこでもらえますか？	次の方法により入手できます。 ・市役所の下水道課窓口（2階）で受け取る ・市ホームページからダウンロードする
13 市役所での申請書の受付は何時までですか？	次の時間に、以下の方法により提出してください。 平日8:30～17:15の間に、 ・市役所の下水道課窓口（2階）に提出する ・郵送等で提出する
14 申請の手続きは下水道工事業者に頼んでもよいですか？	はい 下水道工事業者（指定工事店）が代理で手続きをしても構いません。工事を依頼する業者によっては、申請手続き込みで工事を請け負ってくれるケースもあります。一度依頼される工事業者に、直接お問い合わせください。
15 補助金は3年間の予定のことですが、令和9年3月31日（最後の日）の申請でも受け付けてくれますか？	はい、受け付けています。 ただし、書類に不備があった場合は、受付ができないため、余裕をもっての申請をお願いします。また、郵送等での申請の場合、下水道課へ3月31日までに届かなかった場合は受付不可となりますので、お急ぎの場合は、直接窓口での申請をお願いします。
16 申請書に添付する完納証明書は、どこでもらえますか？	市内に住まわれている方（志摩市に住民票がある方）であれば、市役所税務課・各支所にて発行（300円）してもらいます。詳しくは、税務課（0599-44-0211）までお問い合わせください。 市外の方は、申請者本人が住所を置く市町村の税務課窓口までお問い合わせください。
17 完納証明以外にも滞納がないかの確認はありますか？	はい 水道料金、下水道使用料、公共下水道等接続（受益者）分担金にも未納がないか確認させていただきます。補助金申請と併せて、「収納状況調査承諾書」を提出してください。 ※水道料金や下水道使用料については、申請月より前の月（例：申請月が9月であれば8月分以前）に未納がある場合、補助金不交付となりますので、支払いもれが無いようご注意ください。
18 法人も補助対象ですか？	法人・個人問わず、補助金の対象となります。 ただし、単なる事業所や事務所、店舗（飲食店など）を下水道へ接続する場合は、住宅でないため対象外です。 ※関連Q&A №22もご参照ください。
19 補助対象者のうち「自らの負担で工事する者」について教えてください。	対象者の要件として、「自らの負担で工事する者」としていますが、これは例えば、銀行などから融資を受けて行う工事や、親・親戚・友人などからお金を借りる、援助を受けるなどして工事することを妨げるものではありません。（これらは、補助対象となります。） 本ケースでは、実際には工事をしていないのに、工事をしたと偽って補助金をだまし取る行為や、他者をあざむくなどして工事をさせ、補助金だけを受け取るなど、悪質と思われるものについて、補助対象としないことを指します。

志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質問		回答
20	借家や借地で下水道へつなぐ場合は、所有者の承諾が必要とのことです が、どのように証明すればよいですか？	<p>P21「土地・建物使用承諾書」に記入いただき、申請書と合わせて提出してください。</p> <p>※上記承諾書には、承諾者による自署、または、自署以外では押印がかならず必要となります。</p>
◆補助対象工事のことについて		
21	新築で家を建てたいのですが、補助金の対象になりますか？	<p>補助金の対象になりません（対象外です）。</p> <p>新築以外にも、増築部分や改築部分についても補助金の対象外です。 補助金の対象となるのは、現在、既存設備（トイレや台所など）を使用している住宅が、新たに下水道へ接続する場合のみです。</p> <p>例1) 1階住宅に2階住宅を増築する場合 ⇒1階住宅に係る工事部分のみ補助対象となります。2階部分はなりません。</p> <p>例2) 同一敷地内の既存住宅と新築住宅を工事する場合 ⇒既存住宅のみが補助対象となります。</p> <p>詳しくは、P31「対象となる例と対象とならない例」をご参照ください。</p>
22	仕事で使う事務所や店舗の下水道接続は、補助金の対象になりますか？	<p>補助金の対象なりません（補助対象外です）。</p> <p>ただし、下水道へ接続する事務所や店舗が、「生活を営むことを兼ねた住宅（事務所兼自宅、店舗兼自宅など）」であれば、住宅部分のみ補助対象となります。</p> <p>「生活を営む」とは、例えば、トイレやお風呂、台所、手洗い場や寝室等を備えた、日常生活を送ることを主目的とした建物をさします。よって、これらを満たさない単なる事業所や事務所、店舗（飲食店など）は、補助対象外となります。</p> <p>詳しくは、P31「対象となる例と対象とならない例」をご参照ください。</p>
23	工事後の便槽や浄化槽は、かならず撤去しなければいけませんか？	<p>原則、撤去や取壊しが必要です。</p> <p>※既存便槽や浄化槽はかならず清掃を実施した上で、撤去等を行ってください。</p> <p>※実績報告時に、P24「転換結果報告書」も合わせて提出してください。</p> <p>なお、撤去等により既存住宅がかたむくなど、生活環境に悪影響を及ぼすと認められる場合は、必要な汚染防止対策を施した上で、撤去等を不要（埋め戻し処理での対応を可）することができます。詳しくは、事前に下水道課までご相談ください。</p>
24	同一敷地内に未接続の離れ(家)があるのですが、母屋だけの下水道接続でも、補助対象になりますか。	<p>補助金の対象なりません（対象外です）。</p> <p>一部例外を除き、母屋とあわせて離れ(家)も下水道へ接続してください。</p>
25	離れ(家)の建物が古く、すでに使用していないトイレしかないのですが、それでも下水道へ接続しなければなりませんか。	<p>離れ(家)にトイレや流し台が設置してあっても、すでに使用していない、あるいは今後使用する予定がない場合、「今後使用しないことの確約書」を提出することで、接続することができます。（接続しなくても、補助対象になります。）</p> <p>詳しくは、下水道課までご相談ください。</p> <p>P22 今後使用しないことの「確約書」</p>
26	現在、既存住居において、トイレだけ下水道につなげてあります。台所や風呂も、この際下水道へつなげたいのですが、補助対象になりますか。	<p>はい 補助対象になります。</p> <p>原則、くみ取り式トイレの便槽や浄化槽等の撤去を伴う工事が対象となります。既存設備（この場合の台所やお風呂など）をつなぐことにより、接続総数が増える場合に限り、例外的に補助対象工事として認めています。（※補助金要綱第14条による例外規定として適用）。</p> <p>詳しくは、P31「対象となる例と対象とならない例」をご参照ください。</p>

志摩市 下水道水洗化補助金 Q&A

質問		回答
27	下水道への接続にあたり、トイレや台所、お風呂場などの水回りもあわせてリフォームしたいのですが、補助対象となりますか。	<p>排水設備にかかる箇所のみ補助対象となります。</p> <p>台所を新たにシステムキッチンへ改築する経費や、お風呂場の浴槽を最新のものへ買い替えるなどの経費は、対象工事に含まれないため、補助対象外となります。※改築（リフォーム）としての扱いとなります。</p> <p>ただし、トイレの設置についてのみ、便器本体と設置にかかる床面等の工事費用について、補助対象工事（経費）として認めています。</p> <p>詳しくは、下水道課までお問い合わせください。</p>
28	申請書提出の前に工事に着手したら、補助金はもらえませんか。	<p>はい 不交付となります。</p> <p>かならず排水設備工事の申請とあわせて補助金申請を行ってください。</p> <p>また、申請書を提出したあとに交付決定通知を出しますが、決定通知の前に工事へ着手した場合も、補助対象外となるためご注意ください。</p> <p>詳しくは、P6 「補助金申請手続きの流れ」をご参照ください。</p>
29	工事中にお風呂まわりの排水管延長（増額）が必要になることがわかつてきました。手続きとして何が必要ですか？	<p>「志摩市水洗化補助金交付変更承認申請書」（様式第3号）に、必要な事項を記入し、提出してください。</p> <p>なお、変更後に見積額（工事金額）が変わった場合は、変更後の見積書も必ず提出してください。（※交付決定金額が変更になる場合があります。）</p>
◆下水道へ接続したあとのことについて		
30	接続後、下水道料金は毎月いくらかかりますか？	<p>ひと月1,408円（税込）が基本料金となります。4人家族の場合、ひと月で4,500円～5,500円（税込）が一般的となっています。</p> <p>P30 「下水道使用料一覧表」もご参考にしてください。</p>
31	下水道料金の支払いはどうすればいいですか？	<ul style="list-style-type: none"> ・口座引き落としの場合：毎月25日ころ銀行から引き落とします。 ⇒口座引き落としには、事前登録が必要になります（工事後、案内します）。 ・納付書の場合：毎月15日ころ下水道課から発送します。 ⇒市役所や銀行、コンビニなどでお支払いください。 (※クレジットカード決済は取り扱っておりません。)
◆その他		
32	志摩市の下水道接続率はどれくらいですか？	令和7年10月末現在で、54.7%となっています。
33	下水道課のホームページを教えてください。	<p>https://www.city.shima.mie.jp/kakuka/jogesuidobu/gesuidoka/gesuido/6220.html</p> <p>こちらからもアクセスできます</p> 